

第2 販売取扱所

1 標識及び掲示板

第2節 第1「製造所」4 標識及び掲示板によること。

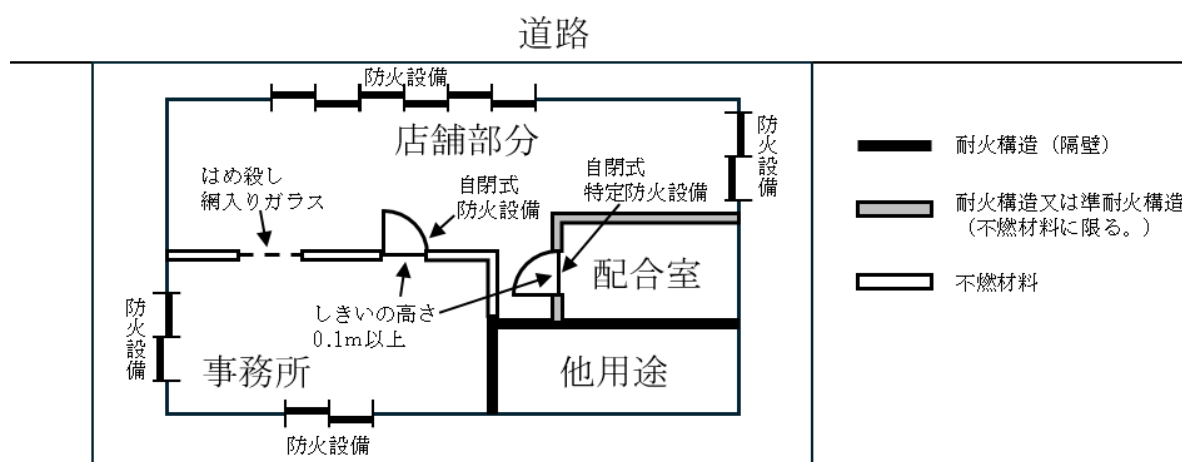
2 第1種販売取扱所

(1) 木造建築物（倉庫内）の一部に販売取扱所を設けることは認められない。

(S41.11.4 自消丙予発第141号質疑)

(2) 販売取扱所の店舗の位置は、販売取扱いを目的とし、政令18条の技術上の基準に適合していれば、その店舗が道路に面していなくとも認められるものである。(S40.6.1 自消丙予発第99号)

(3) 販売取扱所の用に供する部分には、事務室を設けることができる。ただし、事務室は耐火構造又は不燃材料で区画された室とし、出入口には自動閉鎖式の防火設備を設け、窓及び出入口にガラスを用いる場合は網入りガラスとすること。◆



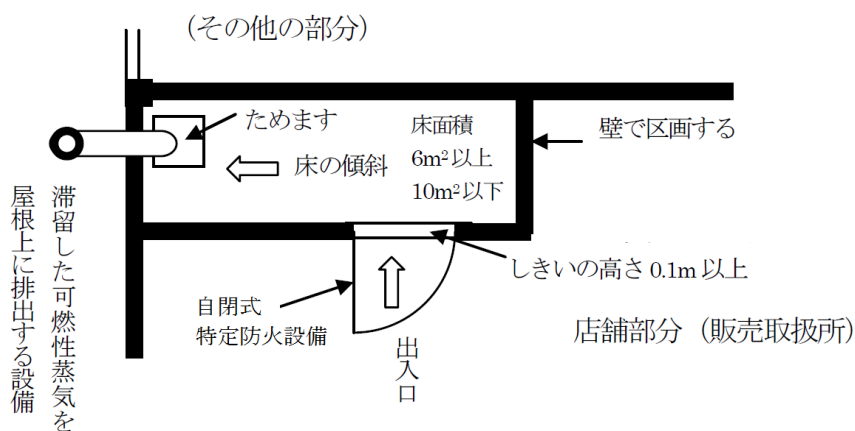
図第4-2-1

(4) 政令第18条第1項第9号に規定する「配合室」は、次によること。

ア 壁は、耐火構造又は準耐火構造（不燃材料に限る。）とすること。◆

イ 「屋根上に排出する有効な換気装置」については、第2節 第1「製造所」7 換気設備等によること。

ウ 上記のほか、次図の例によること。◆



図第4-2-2

3 第2種販売取扱所

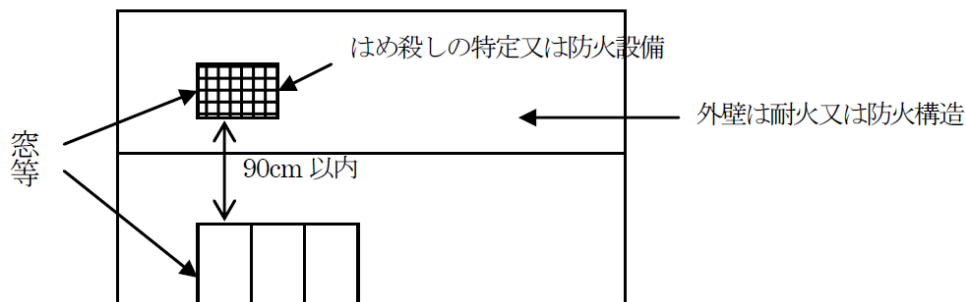
前2によるほか、次によること。

(1) 政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次によること。

ア 次の場合は、措置を講じたものと認められる。(S48.8.2 消防予第121号質疑)

(ア) 上階の外壁が耐火又は準耐火構造であること。

(イ) 当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備が設けられていること。



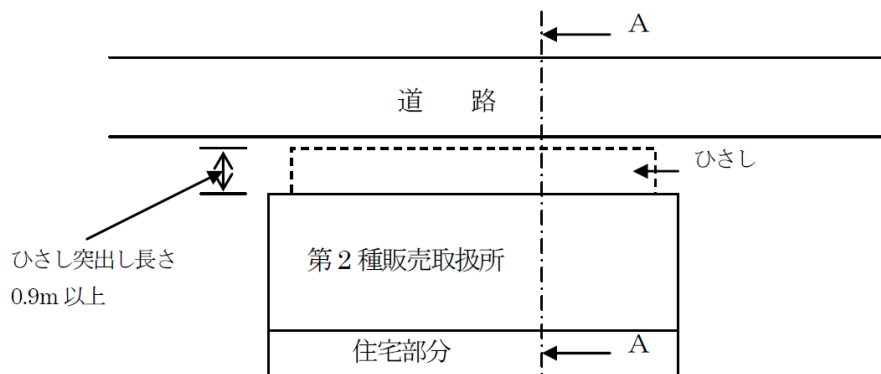
図第4-2-3

イ 上階への延焼を防止するための措置としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法がある。

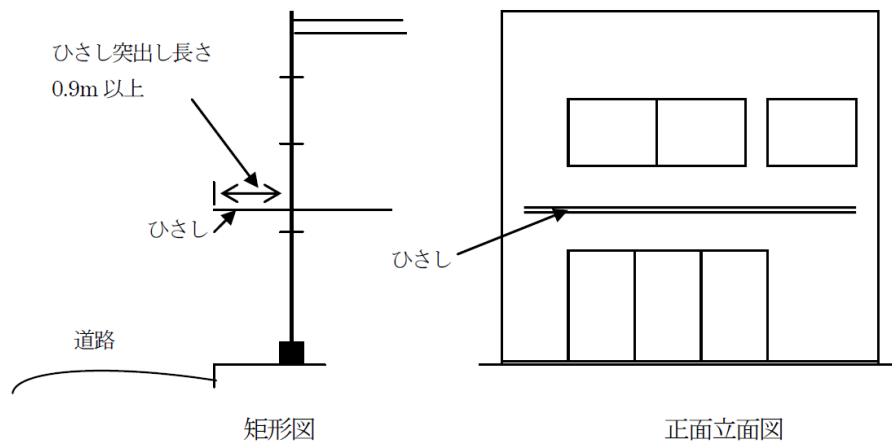
なお、ひさしを設ける場合にあつては、突き出しの長さを0.9m以上とすること。ただし、上階に開口部がない場合にあつてはこの限りでない。

(S46.7.27 消防予第106号通知)

上階への延焼を防止するための措置例



平面図



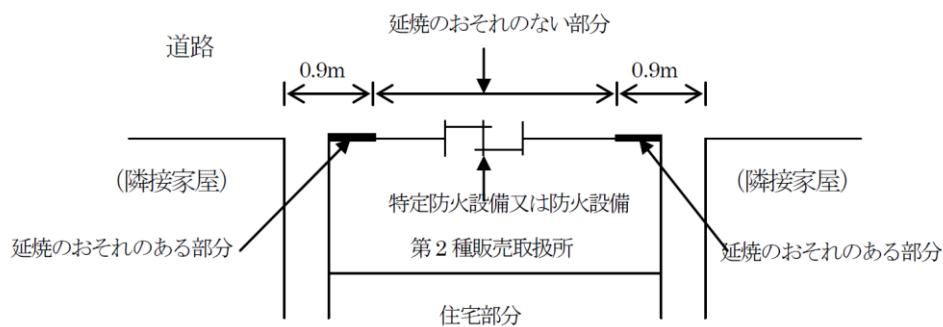
矩形図

正面立面図

図第4-2-4

(2) 政令第 18 条第 2 項第 4 号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」は、次によること。

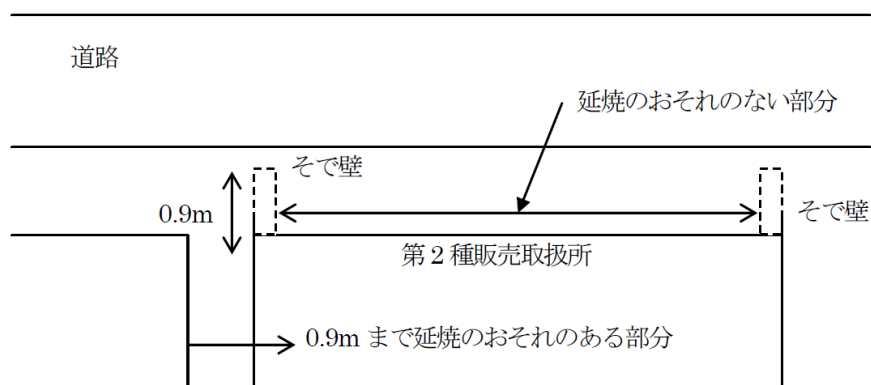
ア 当該取扱所の両側に近隣する建築物との間隔が 0.9m 未満である取扱所の部分は、「延焼のおそれのある壁又はその部分」とする。(S46. 7. 27 消防予第 106 号通知)



延焼のおそれのある壁又はその部分の例

図第 4-2-5

イ 販売取扱所の前面外壁部分の側端に 0.9m 以上の長さで、かつ、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする。(S48. 8. 2 消防予第 121 号質疑)



図第 4-2-6

(3) 第 2 種販売取扱所と他用途部分との隔壁に監視用の 30cm×40cm の窓（はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設ける。）を設けることができる。

(S51. 7. 12 消防危第 23-3 号質疑)